

事業所の新設・増設等の奨励措置制度のお知らせ

仙北市では、産業の振興と雇用の拡大を図るために、市内に事業所を新設、増設又は移転する事業者のみなさんに対し、仙北市産業振興条例を定めて、次の奨励措置制度を設けています。新規事業の実施や事業の拡大等を計画されている際はご活用ください。

■ 交付対象・要件

1. 対象事業所

日本標準産業分類(平成14年総理府告示第139号)に定める産業分類(大分類)のうち、次に掲げる事業の用に供する施設で、市から奨励事業所の指定を受けた事業所。

- (1) 製造業 (2) 情報通信業 (3) 運輸業 (4) 卸売・小売業のうち卸売業
- (5) 飲食店、宿泊業のうち宿泊業 (6) サービス業(他に分類されないもの。ただし風俗営業を除く)

2. 奨励事業所の指定条件

市内に事業所を新設、増設又は移転する場合で、条例に定める投下固定資産額、常時雇用者数等の基準を満たしていること。

■ 奨励措置

- 1. 固定資産税相当額の奨励金の交付(固定資産税が課されることになる年度から10年間)
- 2. 用地取得助成金の交付
- 3. 事業所用地が借地である場合の助成金の交付

※くわしくは、仙北市のホームページ内の「例規集」に掲載している仙北市産業振興条例、同条例施行規則をご参照ください。

問合せ

仙北市産業観光部商工課

TEL(43)3351/FAX(54)4102

E-mail: shoko@city.semboku.akita.jp

品目横断的経営安定対策

◆ 加入手続きが始まります ◆

対象農業者

「意欲と能力のある担い手」

認定農業者(4ha以上)、集落営農組織(20ha以上)

経営規模要件には、中山間地域の地域特例や所得水準の所得特例等がありますので、関係機関にご相談ください。

対象農産物

生産条件不利補正対策(麦・大豆)

収入減少影響緩和対策(米・麦・大豆)

加入手続き

米・大豆作付者(平成19年4月1日～6月30日)

問合せ

秋田農政事務所地域第四課

TEL0187(63)3220

仙北市産業観光部農政課

TEL0187(43)2206

JA秋田おばこ営農企画課(各営農センター)